

栃木労働局労働基準部広報キャラクター使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木労働局労働基準部広報キャラクター（以下「キャラクター」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程のキャラクターの名称は「準華（じゅんか）」とし、デザインは、図1の基本デザイン及び栃木労働局労働基準部長（以下、「基準部長」という。）が別途定めるデザインとする。

(用途)

第3条 キャラクターは、栃木労働局労働基準部（以下、「基準部」という。）が所掌する労働条件の確保改善や安全衛生対策、労災保険の手続き等の施策に関する内容のリーフレットやパンフレット、ポスター等の印刷物、ぬいぐるみ、着ぐるみ等の立体造形物及びホームページ、SNS、動画コンテンツ等に使用するものとする。

(使用承認申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、使用開始日の30日前までに、基準部長に対し、**栃木労働局労働基準部広報キャラクター使用承認申請書（様式第1号）**を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 国、地方公共団体及び労働基準行政に関する団体が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
 - (2) 基準部が主催する事業の開催に協賛する団体が当該事業の広報の目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- 2 基準部長が必要と認めたときは、キャラクターを使用しようとするものに対し、使用承認に関する資料の提出を求めることができる。

(使用承認)

第5条 基準部長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認する。

- (1) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき。
 - (2) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用される恐れがあるとき。
 - (3) 特定の個人または団体等の売名に利用される恐れがあるとき。
 - (4) 不適切な媒体等での利用やズさんな改変等により、栃木労働局及びキャラクターの評価をおとしめる恐れがあるとき。
 - (5) 営利を目的とするとき。（ただし、あらかじめ基準部長の承認を受けた場合を除く）
 - (6) 個別の事業における労働基準関係法令等の適法性を保証する目的で使用するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、基準部長がキャラクターの使用を不適切と認めるとき。
- 2 基準部長は、前条の規定による申請に基づき使用承認した場合及び前項各号に該当すると判断し使用を不承認とした場合、**栃木労働局労働基準部広報キャラクター使用承認申請結果通知書（様式第2号）**により申請者に通知する。

(承認内容の変更申請及び変更内容の承認)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、使用開始日の30日前までに、基準部長に対し、**栃木労働局労働基準部広報キャラクター使用内容変更承認申請書（様式第3号）**を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 基準部長は、前項の規定による申請に基づき変更承認した場合及び前条第1項各号に該当すると判断し変更を不承認とした場合、**栃木労働局労働基準部広報キャラクター使用内容変更承認結果通知書（様式第4号）**により申請者に通知する。

(使用承認の取消)

第7条 基準部長は、キャラクターの使用に際し、第5条第1項各号に該当すると認められる場合は、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- 2 基準部長は、前項の規定により承認を取り消した場合は、**キャラクター使用承認取消通知書（様式第5号）**により申請者に通知する。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。



図1 基本デザイン

栃木労働局労働基準部広報キャラクター使用規程

(使用料)

第8条 キャラクターの使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 基準部長が別途認めた場合を除き、図2の正しい使用例のように、キャラクターのデザインの上下左右のいずれかに「準華©栃木労働局」の標記を行うこと。ただし、国、地方公共団体及び労働基準行政に関する団体が広報及びそれに準ずる業務において使用する場合を除く。なお、「準華©栃木労働局」の表記にあたり、書体や文字サイズは指定しないが、キャラクターの美観を損なわない範囲で行うこととし、デザインと合わせて使用承認及び使用内容変更承認の審査対象とする。
- (2) キャラクターのデザインの縦横比及び色を変更しないこと。
- (3) 目や口等のパーツの位置や等身バランスの変更、デザインの左右反転を行わないこと。
- (4) キャラクターのイラストを複数組み合わせる等、キャラクターが複数同時に存在すると思われる加工をしないこと。
- (5) キャラクターのプロフィールにない、趣味、嗜好、思想等を示す設定を付与しないこと。
- (6) キャラクターのデザインにロゴや文字列を重ねないこと。なお、キャラクターに吹き出し等を設置する場合、当該内容はキャラクターのセリフとなるため、デザインと合わせて使用承認及び使用内容変更承認の審査対象とする。
- (7) 承認された用途のみに使用し、基準部長の指示する条件に従うこと。
- (8) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (9) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真等をもって代えることができる。
- (10) 商標登録出願を行わないこと。

(使用の非独占性等)

第10条 この規程による使用承認は、キャラクターを、キャラクターの使用者自身の商標や意匠とする等、独占利用する権利を付与するものではなく、栃木労働局がキャラクターの使用者又は使用対象物を推奨するものではない。

(責任)

第11条 栃木労働局は、使用承認を行ったことに起因してキャラクターの使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

- 2 キャラクターの使用者は、使用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、キャラクターの使用者自身が適切に処理する責任を負う。
- 3 キャラクターの使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により栃木労働局に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を栃木労働局に賠償しなければならない。

(担当)

第12条 キャラクターの使用承認等に係る事務は、基準部監督課において処理する。

(規程の改定)

第13条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(補足)

第14条 この規程に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用について必要な事項は基準部長が別途定める。

(附則)

この規程は、令和7年5月8日から施行する。

(附則)

この規程は、令和8年2月4日から施行する。



準華©栃木労働局

図2 正しい使用例

栃木労働局労働基準部広報キャラクター使用承認申請書

年 月 日

栃木労働局労働基準部長 殿

〒

住 所

(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり、栃木労働局労働基準部広報キャラクター（以下、「キャラクター」という。）を使用したいので申請します。

使用目的			
使用方法又は作成方法			
使用期間			
使用する数量又は作成する数量			
キャラクター使用申請に 係る担当者の連絡先	担当者名		
	電話番号		
	E-MAIL		
「栃木労働局労働基準部広報キャラクター使用規程」（以下、「規程」という。）の遵守（□にチェックをお願いします。）	<input type="checkbox"/> キャラクターの使用にあたり、規程第5条に抵触しないようにするとともに、規程第9条を遵守します。		
添付書類：キャラクターを使用した製品見本等（□にチェックをお願いします。）	<input type="checkbox"/> 製品見本 <input type="checkbox"/> 印刷原稿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

※受付日		※整理番号	使-	※登録種別	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B
------	--	-------	----	-------	--

※印は栃木労働局労働基準部処理欄

第 号
年 月 日

栃木労働局労働基準部広報キャラクター使用承認審査結果通知書

殿

栃木労働局労働基準部長

年 月 日付で申請のあった、栃木労働局労働基準部広報キャラクターの使用について、下記のとおり審査結果を通知します。

審査結果	承認・不承認
承認番号	
使用目的	
使用方法又は作成方法	
使用期間	
使用する数量又は作成する数量	
使用条件	

栃木労働局労働基準部広報キャラクター使用内容変更承認申請書

年　月　日

栃木労働局労働基準部長 殿

〒

住　所

(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏　名

(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

____年____月____日付け_____で承認を受けた栃木労働局労働基準部広報キャラクター（以下、「キャラクター」という。）に係る使用内容を変更したいので、以下のとおり申請します。

承認番号		
変更点	使用方法又は作成方法	
	使用期間	
	数量又は作成する数量	
キャラクター使用申請に 係る担当者の連絡先	担当者名	
	電話番号	
	E-MAIL	
「栃木労働局労働基準部広報キャラクター使用規程」（以下、「規程」という。）の遵守（□にチェックをお願いします。）		<input type="checkbox"/> キャラクターの使用にあたり、規程第5条に抵触しないようにするとともに、規程第9条を遵守します。
添付書類：キャラクターを使用した製品見本等（□にチェックをお願いします。）		<input type="checkbox"/> 製品見本 <input type="checkbox"/> 印刷原稿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※受付日		※整理番号	変-	※登録種別	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B
------	--	-------	----	-------	--

※印は栃木労働局労働基準部処理欄

第 号
年 月 日

栃木労働局労働基準部広報キャラクター
使用内容変更承認審査結果通知書

殿

栃木労働局労働基準部長

年 月 日付で申請のあった、栃木労働局労働基準部広報キャラクターの使用
内容の変更について、下記のとおり審査結果を通知します。

審査結果	承認 ・ 不承認
承認番号	
変更内容	

第 号
年 月 日

栃木労働局労働基準部広報キャラクター使用承認取消通知書

殿

栃木労働局労働基準部長

年 月 日付 にて承認した、栃木労働局労働基準部広報キャラクターの使用について、下記のとおり使用承認を取り消します。

承認番号	
理由	